

	号外	定価 1部2円	県人勧闘争スタート。5年連続の賃上げ・諸手当改善に向けて署名に取り組めます。前進に向け結集を！
	昭和34年4月1日 第3種郵便物認可	発行所 盛岡市内丸10番1号 岩手県庁内 岩手県職員労働組合	

2018県人勧闘争① 8.21地公共闘県人事委員会要請書提出

**月例給・一時金
5年連続賃上げ
現給保障の賃金水準確保**

**諸手当(通勤・住居等)
価格高騰・職員実態踏まえた
通勤・住居手当改善を**

人事委員会に要請書提出 ＝改善実感できる勧告・報告を強く求める＝

岩手県地方公務員共闘会議(議長:佐藤淳一岩教組委員長)は、8月21日、2018県人勧に向けて18項目からなる要請書を菊池人事委員会事務局長に提出し、今年の県人勧闘争をスタートさせた。

佐藤議長は、「度重なる給与制度の改悪等の矛盾が積み上がり、継続課題も山積している。職員の勤務意欲の確保のため、人事委員会も工夫を重ね、働きやすい環境整備の実現に向け、県人勧で前向きな検討を」と言及し、その後、事務局から**月例給・一時金引上げ、現給保障対象者が相当数上る実態を踏まえた給与水準の維持策、諸手当の負担解消(特にガソリン価格高騰や遠距離通勤実態を踏まえた距離区分新設と上限額の改定)、両立支援策の充実、長時間労働是正のための対策を強く求め、現時点での見解を質した。**

これに対し、菊池事務局長は「現在、民間給与実態調査等を分析している。**勧告・報告は例年ベースで分析等を進めている。**職員の給与の適正な確保、中立・公正な機関としての使命を果たしていく。**要請は次回の人事委員会で報告する**」と述べたことから、重ねて検討を求め要請を終了した。人事院勧告では、全世代が実感できる賃金改善とは程遠く、県人勧での職員実態を踏まえた改善勧告・報告が不可欠だ。県地公共闘は、9月に人事委員長あて大型ハガキ要請署名と住居手当負担に係る緊急調査に取り組む。賃金改善と組合員の生活水準の維持のため、県人勧闘争に全力をあげる(要請事項は裏面のとおりに)。



要請書を菊池事務局長(右)に提出する佐藤議長(左)



見解を述べる菊池事務局長(右)

2018県人事委員会勧告に係る要請書の主な要請内容(掲載は一部割愛)

- 1 県職員給与が地域経済や東日本大震災からの経済復興に影響することを考慮し、月例給及び一時金の引上げ勧告を行うこと。併せて、賃金引き下げが続いている中高年齢職員の賃金改善を行うこと。
- 2 「給与制度の総合的見直し」に係る現給保障対象者が相当数上る実態が明らかとなっていることから、現給保障対象者の全員が解消されるまで現給保障措置の継続をはじめ現行水準が維持できる給与制度の検討などの対策を講ずること。
- 3 獣医師、薬剤師をはじめとした専門職種に係る人員確保の観点から、専門職種に係る初任給格付けの改善とともに、手当改善を行うなど、専門職種の処遇改善を行うこと。
- 4 通勤手当について、多額の自己負担が発生している実態や、本県の特殊事情や地域・職場の実情を踏まえつつ、改善となる改定を行うこと。特に、交通用具利用者の通勤手当は、遠距離通勤者の実態を踏まえ、70キロメートル以上の区分を新設するとともに、昨今ガソリン価格が上昇傾向にあることから、ガソリン価格の動向を踏まえ、引上げを検討すること。高速道路利用での通勤手当、及び交通機関利用に伴う駐車場料金などで自己負担が大きい実態があることから、改善を行うこと。
- 5 住居手当については、20年以上も改定がなく、家賃負担の実態と乖離していることや、被災地を中心に家賃の高騰が継続している実態があることを踏まえ、早急に改善を行うこと。
- 6 子育て支援として、しっかり子育てが行えるよう学校行事等への参加に係る特別休暇の新設、看護休暇の休暇日数の拡大・子の年齢制限の撤廃とともに、少子化対策の推進や仕事との両立支援の観点から、不妊治療に係る支援策、更年期障害に係る休暇の創設、部分休業制度の拡充（小学校就学以降も対象とする等）などの措置を講ずること。
- 7 介護休暇について要介護者の状況により休暇期間を延長できる措置を講ずるとともに、短期介護休暇の日数増、家族の看護、又は予防接種、健康診断等を受ける際に介助する場合の休暇日数増を行うこと。
- 8 長時間労働縮減の実効力ある対策を検討し、長時間労働の抑制に努めること。実効力ある業務改善や勤務時間管理の徹底、長時間労働の改善策、業務適正化に向けた具体的な対応を早急に行うこと。
- 9 雇用と年金の確実な接続の形態として「65歳までの段階的定年延長」を早期に行うこと。定年延長に当たっては従来の賃金水準の維持を前提とし、かつ高年齢職員であることを踏まえ、任用に当たっては業務内容等について配慮すること。併せて、当面の間は希望者全員が再任用となる制度を維持するとともに、退職時給与の8割水準を確保すること。加えて、再任用職員の任用に当たっては、人事委員会として、本人の希望に合う勤務形態や配置に配慮するよう任命権者に対応を促すこと。
- 10 非常勤・臨時採用職員に関し、改正地方公務員法及び改正地方自治法（平成29年法律第29号）の趣旨に沿った会計年度任用職員に係る賃金及び勤務・労働条件（勤務時間、休暇制度等）の制度設計、業務実態を踏まえた適正な任用、更には現行の臨時・非常勤職員からの会計年度任用職員への適切な移行となるよう、人事委員会として任命権者に対して積極的な対応を促すとともに、職場での勤務実態を踏まえた必要な改善に関し任命権者に対応を促すこと。
- 11 メンタルヘルス対策をはじめ、健康管理体制の徹底と労働安全衛生体制の拡充とともに、職場に発生する各種ハラスメントを根絶すべく、実効あるハラスメント対策を講じ、具体的な防止策を進めること。